別紙

児童扶養手当に係る現況届の郵送での提出について

1　行政相談の要旨

児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年８月に市町村の窓口に現況届を提出しなければならず、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となっている者（以下「全部支給停止者」という。）も、原則として同様とされている（以下、受給者と全部支給停止者を合わせて「受給者等」という。）。

私は、全部支給停止者であるが、現況届を提出するため、平日の昼間に仕事を休んで窓口に出向いた。しかし、担当者は取り込み中であるとして、他の職員が受領した。窓口では、説明等は何もなく、書類の記入漏れの箇所を記入し、県が作成したひとり親向けの冊子を渡されて１分程度で終了した。

このような状況であれば、全部支給停止者がわざわざ窓口に出向き、対面で提出する必要性は低いのではないかと思った。

手当の現況届について、全部支給停止者は郵送での提出も可能としてほしい。

なお、どうしても郵送での提出ができない場合には、土日や夜間の受付も可能としてほしい。

2　児童扶養手当制度の概要

(1)　支給要件等

ア　目的、支給対象者

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童(注)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、以下の者に対して支給される手当（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）第１条及び第４条）

①　児童を監護する母

②　児童を監護し、かつ、生計を同じくする父

③　児童の養育者（祖父母等）

（注）　18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある児童（障害児の場合は 20 歳未満）

イ　支給要件

法第４条第１項各号及び児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「施行令」という。）第１条の２、第２条に定める手当の支給要件は、以下のとおりであるが、受給者や児童が日本国内に住所を有しないとき、児童が里親に委託され

ているとき、父又は母の配偶者に養育されているとき（父又は母が重度の障害の状態にある場合を除く。）等の場合は、支給されない（法第 4 条第 2 項及び第 3 項)。

① 父母が婚姻を解消した児童
② 父（母）が死亡した児童
③ 父（母）が施行令に定める程度の障害の状態にある児童
④ 父（母）の生死が明らかでない児童
⑤ 父（母）から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
⑥ 父（母）が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
⑦ 父（母）が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（該当するかどうかが明らかでない場合を含む。）

ウ 支給に関する事務

法第 6 条により、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長（以下「手当の支給機関」という。）の認定を受けなければならないとされている。

また、法第 33 条及び施行令第 10 条により、手当の支給に関する事務の一部（認定請求の受理及び審査、現況届の受理及び審査、手当に関する証書の交付等）は、町村長が行うことができるとされている。

現況届の提出から審査までの事務の流れは、以下のとおりである。

（市）
① 受給者等が市に現況届を提出
② 市において、受付、審査及び決裁

（町村）
① 受給者等が町村に現況届を提出
② 町村において、書類審査後、県に提出
③ 県において、受付、審査及び決裁

なお、手当に関する事務は、法第 28 条の 2 第 2 項及び第 3 項（生活及び就業の支援等）を除き、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされている（法第 33 条の 3)。

エ 支給額

手当の月額は、受給資格者が監護・養育する児童の数及び受給資格者の所得によって決められる。ただし、法第 9 条から第 11 条まで及び施行令により、受給資格者及び受給資格者と生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が限度額以上で

ある場合は、手当の全部又は一部を支給しないとされている。

(2)　現況届の提出

ア　現況届の位置付け（目的）

現況届の位置付け（目的）については、法令等により、次のとおり規定されている。

①　受給者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない（法第 28 条第 1 項)。

②　手当の受給者に対して、毎年 8 月 1 日から 31 日までの間に手当の支給機関に現況届を提出することを義務付け（児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号。以下「施行規則」という。）第 4 条)。当該規定は、施行規則第 12 条の 3 の規定により、全部支給停止者について準用される。

③　都道府県知事等は、現況届の提出時等に相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う（法第 28 条の 2 第 1 項）ほか、生活及び就業の支援、その他自立のために必要な支援を行うことができる（法第 28 条の 2 第 2 項)。

④　（受給者の）所得ばかりでなく、受給資格認定後の資格要件に係る事情の変更について毎年受給者から報告を求め、制度の適正な運営を図る（「児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和 55 年 6 月 23 日付け児発第 488 号各都道府県知事宛て厚生省児童家庭局長通知))。

イ　現況届の提出時の面談

現況届の提出時の面談について、法令上その実施を義務付ける規定はないものの、厚生労働省は、以下の通知等により、現況届の提出時に面談を必要とする旨を都道府県等に周知している。

①　「児童扶養手当事務処理マニュアル」（令和 4 年 3 月版、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）

手当の適正な受給を確保するための確認方法の一つとして、現況届の提出時に直接受給者と面談を行うことにより現況の聞き取りを実施すること。

②　「児童扶養手当の現況届等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け雇児福発 0616 第 1 号各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長宛て厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知。以下「平成 28 年通知」という。）

ⅰ　現況届の提出期間をひとり親家庭の集中相談期間として設定すること。

ⅱ　ひとり親家庭への支援の充実を図るために、現況届について、特段の事情(注)がない限り対面による手続を徹底すること。

（注）特段の事情とは、受給者の傷病等や居住地が離島であることなどにより来庁することが著しく困難な場合を指す。

一方、総務省行政評価局は、今回の行政相談と同様の相談をきっかけに、平成29年2月10日、厚生労働省に対し、上記②の平成28年通知の見直しを行うようあっせんしている。

これを受け、厚生労働省は、平成29年4月28日、平成28年通知を改正し、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対面によらない手続を行っても差し支えないこととしている（「児童扶養手当の現況届等について」（平成29年4月28日付け雇児福発0428第2号各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長宛て厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知。以下「平成29年改正通知」という。））。

また、同省は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について（その2）」（令和2年6月19日付け各都道府県児童福祉主管課宛て厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡。以下「令和2年コロナ通知」という。）において、現況届について、当該地域における感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、認定請求における対応(注)と同様に、柔軟な対応を行うことは差し支えない旨、周知している。

（注） 必ずしも対面による手続を前提とすることなく、郵送による受付が原則とされている。対面による手続を行う場合であっても、認定に当たって直接必要な情報のみ対面で聴取し、その他の情報は後日電話等により聴取するなどの柔軟な対応を行うこととされている。

3　本件に係る調査結果

当局が東北管内の6県（以下「調査対象6県」という。）及び調査対象6県内から抽出した福祉事務所が所在する32市区（以下「調査対象32市」という。）(注)に対し、現況届の提出に係る取扱いについて調査した結果は、以下のとおりである。

（注） 以下、手当の支給に関する実務を担当する市を先に記述する。

(1)　現況届の提出方法に係る要望の受付状況

調査対象32市及び調査対象6県における現況届の提出方法に係る受給者等からの要望の受付状況についてみると、表1のとおり、①郵送での提出を認めてほしい、②土日、夜間にも受け付けてほしいという内容のものが多い。

表 1　現況届の提出方法についての要望の受付状況（複数回答）

（単位：機関）

要望の内容	該当数
①　現況届の郵送での提出を認めてほしい	13
②　現況届の受付を土日、夜間にも行ってほしい	9
③　代理人による現況届の提出を認めてほしい	2
④　現況届の提出をデジタル化してほしい	2
⑤　その他 ○　面談のために平日の昼間に仕事を休むのは大変 ○　所得状況を事前に確認し、全部支給停止の見込みを通知してほしい ○　全部支給停止の場合、書類提出や面談等の手続を不要にしてほしい	4

(注)1　当局の調査結果による。
　　2　福祉事務所が複数設置されている市については、市本庁が受け付けた要望も含まれる。

(2)　平成 29 年改正通知及び令和 2 年コロナ通知の認識状況

調査対象 32 市における平成 29 年改正通知及び令和 2 年コロナ通知の認識状況についてみると、表 2 のとおり、いずれの通知も 90%以上の市が認識している。

表 2　現況届の提出方法に関連する通知の認識状況（市）

（単位：市）

区分	認識している	認識していない	計
平成 29 年改正通知	29（90.6%）	3（9.4%）	32（100%）
令和 2 年コロナ通知	31（96.9%）	1（3.1%）	32（100%）

(注)1　当局の調査結果による。
　　2　（　）内は構成比である。

また、調査対象 6 県は、管内市町村に対し、平成 29 年改正通知及び令和 2 年コロナ通知の内容を周知している。

(3)　現況届の郵送での提出

調査対象 32 市における令和 4 年度の現況届の郵送での提出の取扱い（対面によらずに郵送で行うことを可能としているか）についてみると、表 3 のとおり、郵送による提出を認めていない市が 18 市、全部支給停止者のみ郵送での提出を可能としている市が 8 市、全ての受給者等が郵送での提出を可能としている市が 6 市となっている。

また、上記のとおり対応している理由については以下のとおりである。

① 受給資格の変更の有無や扶養義務者が増える等の支給停止に関する情報を確認する必要があるため、記載内容や提出書類の不備を面談で確認するため、ひとり親が抱えている悩みや問題を相談したり、ニーズに沿った支援制度を紹介したりする機会とするため（現況届の郵送での提出を認めていない市）

② 受給者等の負担軽減のため等（全部支給停止者のみ郵送での提出を可能としている市）

③ 令和 2 年コロナ通知を受けた対応であるため（全ての受給者等が郵送での提出を可能としている市）

表 3 現況届の郵送での取扱い及びその理由（市）（理由は複数回答）

（単位：市）

区分	左記のとおり対応している理由	該当数
① 郵送での提出を認めていない 18 市（56.3%）	事実婚等の受給資格の変更の有無や、扶養義務者が増える等の支給停止に関する情報を確認する必要があるため	15
	記載内容の不備及び提出書類の不備を面談で確認するため	12
	ひとり親が抱えている悩みや問題を相談したり、ニーズに沿った支援制度を紹介したりする機会とするため	4
② 全部支給停止者のみ郵送での提出可 8 市（25.0%）	前年度に引き続き全部支給停止となることが見込まれる者については、負担を軽減するため	5
	平成 29 年改正通知を受けた対応	3
	新型コロナウイルス感染症対応のため	3
③ 全ての受給者等が郵送での提出可 6 市（18.8%）	令和 2 年コロナ通知を受けた対応（窓口受付による混雑を避けるため）	6

(注)1 当局の調査結果による。
2 該当数は、対応している理由ごとの数値で、重複する計上がある。
3 （ ）内は、調査対象 32 市を 100%とする構成比である。
なお、端数処理のため合計は 100 にならない。

(4) 全部支給停止者に係る郵送対応の支障等

全部支給停止者について現況届を郵送での提出も可能とした場合について、表 4 のとおり、調査対象 32 市のうち 13 市は「支障がある」、19 市は「支障はない」とし、調査対象 6 県のうち、2 県は「支障がある」、4 県は「支障はない」としている。

表 4　全部支給停止者について現況届を郵送での提出も可能とした場合の支障の有無

（単位：機関）

区分	支障がある	支障はない	計
市	13（40.6%）	19（59.4%）	32（100%）
県	2（33.3%）	4（66.7%）	6（100%）
計	15（39.5%）	23（60.5%）	38（100%）

(注)1　当局の調査結果による。
　　2　（　）内は構成比である。

調査対象 32 市及び調査対象 6 県における全部支給停止者について現況届の郵送での提出も可能とした場合の支障の有無の理由についてみると、表 5 のとおり、支障があるとしている 13 市 2 県は、①受給資格の有無は対面の方が確認しやすいこと、②書類の不備等にその場で対応すること、③ひとり親家庭の支援につなげることなどを挙げている。

一方、現況届の郵送での提出による支障はないとしている 19 市 4 県は、①不正受給の問題が生じることがなく、受給資格の変更等に係る状況の変化については、郵送での提出が可能かどうかのチェックリストや郵送申請の同意書の送付により、本人から申告してもらい、前年度に引き続き全部支給停止者となることが見込まれる者について、郵送での提出を可能としていること、②電話や手紙により書類の不備等に対応できること、③現況届の通知文書に生活状況を確認する調書やひとり親家庭などへの支援事業の概要などをまとめたちらしなどを同封して、支援を必要とする受給者等に対応する工夫をしていることなどを挙げている。

表 5　全部支給停止者について現況届を郵送での提出も可能とした場合の支障の有無の理由等

支障がある（13 市 2 県）	**支障はない（19 市 4 県）**
理由①　適正な審査 ○　受給資格の有無（事実婚等）は対面の方が確認しやすいため。 ○　公簿上では確認できない生活状況（実際の居住地や生計維持状況）の聞き取りが困難である。 ○　全部支給停止であっても、現況の審査によって手当が支給される可能性もあるため。 ○　現況届送付時点では、「あなたは全部支給停止者です」とは通知しておらず、全部支給停止者が判	**理由①　不正受給の問題なし** ○　審査の結果、所得や養育費の減少により、全部支給停止から手当が支給見込みになる場合には、面談のため来庁をお願いしており、問題はない。 **【郵送での提出を可能としている市の対応例】** ○　前年度の支給区分が全部支給停止の場合、所得、同居者等の状況の変更の有無について本人がチェックし、郵送での提出が可能かどうか確認するチェックリストを通知に同封している（A 市、別添資料 1 参照）。 ○　ひとり親等に対する支援が十分であるかどうか

断すると、誤った判断につながりかねない。現況届を受領し、審査を終えるまでは、皆同列に対応する必要がある。	や、受給資格の変更や支給停止状態が解除される状況が予想されないかどうか等を本人が確認し、条件を満たす場合、郵送申請を可能とする「郵送申請同意書」を通知に同封している（B 市、下記理由③にも対応）（別添資料 2 参照）。
理由②　窓口の事務負担 ○　書類の記載漏れ等の不備は対面の方が確認しやすいため。 ○　住所変更などの手続漏れがあった場合の案内ができない。 ○　面談の中で、住所変更届等の各種届出書の提出漏れが見つかることがある。	**理由②　書類の不備等への対応の工夫** ○　聞き取りの必要が生じても電話で十分対応可能であるため。 ○　送付書類に同封した記載例を見て、理解して記載してもらうことができており、書類の不備が少ない。 **【郵送での提出を可能としている市の対応例】** ○　記載漏れ（特に署名漏れ）が多い（郵送提出者のうち、約 15%程度）。この場合、不備の部分に付箋を貼って、返信用封筒を付けて手紙を送付している。 署名以外の記載漏れであれば、電話で聞き取り、市で記載する場合もある。 ○　書類の記載内容、添付書類に不備があった場合は、電話連絡を入れ、再度提出を依頼する文書を送付している。
理由③　支援の機会の確保 ○　各種給付金、制度変更（年金の取扱いの変更など）や相談受付のタイミングを失う。 ○　ひとり親家庭の支援につながると考えられるため。 ○　手当の受給者は、経済的弱者が多く、昨今の激動する社会経済の中では、雇い止め等による所得の変動が大きく、面談を通して状況を丁寧に把握し、行政の支援につなげる必要がある。	**理由③　支援を必要とする受給者等に対応できるよう工夫** ○　全部支給停止者は生活面や経済面で自立している方もいることから、一律の扱いとせず、郵送、対面を本人が選択できるようにすることで実情に応じた対応が可能となるため。 **【郵送での提出を可能としている市の対応例】** ○　生活状況等を記入する「児童扶養手当受給資格者確認調書」（市独自）において、相談希望の有無等についても記入して提出してもらっており、希望に沿って対応している（C 市、別添資料 3 参照）。 ○　現況届の通知文書を送付する際に、相談・支援事業等を周知している。 ⇒現況届受付会場での相談窓口のちらしを同封 ⇒県が作成したひとり親家庭へのしおりの概要版を併せて送付

（注）　当局の調査結果による。

また、全部支給停止者の現況届の郵送での提出を可能としている市からは、表 6 のとおり、全部支給停止者に対してはある程度柔軟な対応を行ってもよいのではな

いか、全部支給停止者と面談する職員の双方にメリットがあるなどの意見があった。

表 6　全部支給停止者の現況届の郵送での提出を可能としている市の意見

○　毎年、全部支給停止者から、「手当が出ないのに現況届を提出しないといけないのか」などの問合せが数件あり、その際、「郵送での提出でも構わない」と案内できるため、提出の促進や苦情の減少にもつながっている。 　全部支給停止者は不正受給の問題が生じることはなく、支援については通知を送付する際に支援策等の相談会のちらしを同封し、相談可能なことを周知している。また、審査の結果、手当が支給見込みの場合には面談のため来庁をお願いすることによって、適正な審査に努めている。全部支給停止者に対しては、ある程度柔軟な対応を行ってもよいのではないかと考える（A 市）。
○　毎年、全部支給停止者から、「現況届の提出のための窓口での待ち時間が長い」、「現況に変化もなく、手当も出ないのに、なぜ面談が必要なのか」などの苦情が面談した職員に寄せられ、負担となっていた。 　令和 4 年度から、全部支給停止者は現況届の郵送での提出を可能としたところ、全部支給停止者と面談した職員に対する苦情がなくなるとともに、未提出者への督促事務が減少し、さらに過年度分の未提出が解消されるなど、双方にとってメリットを感じる（B 市）。
○　毎年、全部支給停止者から、「手当が出ないのに、なぜ窓口まで行かないといけないのか」、「今後、収入が下がる見込みがないのに、なぜ毎年現況届を提出しないといけないのか」などの苦情があった。 　全部支給停止者は、所得が高い人が多く、支援を要しない人がほとんどであることに加え、新型コロナウイルス感染症への対応として、来庁者を減らしたいこともあったため、令和 4 年度から、全部支給停止者は現況届の郵送での提出を可能とし、面談は希望者のみ実施することとした。 　なお、全部支給停止者に面談希望者はいなかった。 　現況届を郵送での提出とすることにより、書類の不備等への対応（電話や手紙）が発生するものの、①来庁者数が減少し、窓口での手続がスムーズになった、②全部支給停止者からの苦情がなくなったなどメリットの方が大きく、来年度以降も今年度と同様の対応を行う予定である（C 市）。

（注）　当局の調査結果による。

(5)　土日、夜間の受付状況

　相談者は、「どうしても郵送で現況届の提出ができない場合には、土日や夜間の受付も可能としてほしい」としていることから、参考までに、調査対象 32 市における土日、夜間における現況届の受付状況（令和 4 年度）を確認した結果は、表 7 のとおり、受け付けていた市が 20 市、受け付けていなかった市が 12 市となっている。

表７　土日、夜間における現況届の受付状況（市）

（単位：市）

区分	該当数
受け付けていた	20（62.5%）
受け付けていなかった	12（37.5%）
計	32（100%）

(注)1　当局の調査結果による。
　　2　（　）内は構成比である。

土日、夜間に受け付けることとした経緯については、大半の市が、受給者等から、「平日の昼間は仕事をしており来庁できないため、土日や夜間にも受け付けてほしい」との要望を受けて実施したとしている。

また、土日、夜間に受け付けていた市では、①現況届の受付期間の最終週や事業所のお盆休みの平日に受付時間を延長、同時期の土日に受付、②平日の特定の曜日又は日付に受付時間を延長する方法を採っている。

4　行政苦情救済推進会議の主な意見

①　全部支給停止者については、不正受給の問題は生じることがなく、ひとり親への支援に関する相談を必要としないケースも一定数あると考えられるので、現況届について対面での提出を必須のものとせず、郵送での提出も選択できるよう、柔軟に対応することが望ましい。

その際、今回の調査結果により把握した、全部支給停止者について郵送での提出を可能としている市の対応例のように、郵送申請の同意書や生活状況を確認する調書等により相談等の希望の有無を確認し、必要な人に支援等が行き渡るような工夫も併せて必要ではないか。

②　書類の記載漏れ等の不備に対しては、電話や手紙によりやりとりをしたり、現況届の記載例を分かりやすくし、不備が少なくなるよう工夫したりすることにより対応が可能ではないか。

なお、全部支給停止者について、現況届の郵送での提出も可能とすることにより、苦情の減少につながり、対応する職員の負担が軽減されたという意見もあったことから、全部支給停止者と職員の双方にメリットがあるのではないかとも考えられる。

③　今回の調査結果により把握した、全部支給停止者について郵送での提出を可能としている市の対応例について、現況届の受付窓口である東北管内の市町村に周知してはどうか。

5　参考連絡事項

厚生労働省は、手当の適正な受給の確保や相談・情報提供、生活及び就業の支援を行うため、現況届の提出時に面談を必要とする旨を都道府県等に周知しているところであるが、平成29年改正通知において、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討のための情報が不要であり、対面の必要がないと判断した場合は、対面によらない手続を行っても差し支えないとしている。

今回、調査対象とした32市のうち18市では、現況届の郵送での提出を認めておらず、①受給資格の有無は対面の方が確認しやすいこと、②書類の不備等にその場で対応すること、③ひとり親家庭の支援につなげることなどを理由に、一律に、現況届の提出時の面談方式が採られていた。

この面談方式については、調査対象32市及び調査対象6県のうち、13機関において、今回の行政相談の内容と同様、受給者等から郵送での提出を可能としてほしいとの要望が寄せられており、現況届の提出のために面談を実施することが負担となっている状況がうかがわれた。

一方、今回の調査において、全部支給停止者の負担軽減を図るため、現況届の提出手続について、以下の例のとおり工夫や配慮を行うことにより、郵送での提出を可能とし、そのことによる支障は特段生じていない状況がみられた。

① 事実婚等の受給資格の変更に係る状況の変化や収入の変化等について、チェックリストで本人に確認してもらうなどして、前年度に引き続き全部支給停止者になることが見込まれる者については、郵送での提出を可能としている例

② 電話や手紙により書類の不備等に対応している例

③ ひとり親家庭に向けた各種制度を承知しており、現況届の提出の際に、相談したい事項が特にないことについて、チェックリストで本人に確認してもらった上で、郵送での提出を可能としている例

④ 現況届の通知文書の送付に当たり、ⅰ）生活状況を確認する調書を同封し、相談希望の有無等について記入して提出してもらう、ⅱ）現況届受付会場での相談窓口のちらしやひとり親家庭へのしおりの概要版を同封するなど、支援を必要とする受給者等に対応できるように工夫している例

以上の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、全部支給停止者の負担軽減を図る観点から、全部支給停止者に対する現況届の提出手続に係る推奨的な対応例は行政運営の参考になると考えられるため、調査対象6県に対して連絡するとともに、現況届の受付窓口である管内の市町村への周知を依頼する。

【別添資料】

※市提出資料による。

全部支給停止者について現況届の郵送での提出を可能としている市の対応例

1　A市　全部支給停止者用チェックリスト

所得、同居者等の状況の変更の有無について本人がチェックし、郵送での提出が可能かどうか確認するチェックリストを通知に同封

令和４年度

児童扶養手当が全部支給停止となっている方は、現況届を郵送で提出ができる場合があります

次のすべてに当てはまる方は、郵送で現況届の提出ができます。

証書番号　第　　号　　受給者氏名

	チェック欄	
受給者本人・扶養義務者の所得により手当が全部支給停止になる見込みですか	□　はい	□　いいえ
令和３年８月２日以降に新たに同居を始めた方、または同居を解消した方はいますか	□　ない	□　ある
受給者本人、児童の氏名変更はありますか	□　ない	□　ある
住所の変更はありますか （児童扶養手当住所・金融機関変更届が同封されている方を除く）	□　ない	□　ある
公的年金の受給はありますか （年金物価スライド改定に係る同意書が同封されている方を除く）	□　ない	□　ある
本年または前年に災害での被災はありましたか	□　ない	□　ある
提出するすべての書類に記入をしていますか	□　はい	□　いいえ

こちらの欄にすべてチェックが付いた方は郵送で提出ができます。

こちらの欄に１つでもチェックが付いた方は、来庁での手続きをお願いします。

郵送で現況届を提出する方は、上の表の証書番号、氏名、チェック欄に御記入いただき、同封の提出書類一式と併せて提出をお願いします。

なお、郵送により提出いただいた場合でも、書類の審査結果により、来庁による手続きが必要になる場合がありますので御了承ください。

郵送での提出先：〒　－　　市　　課　係

2　B市　令和４年度 児童扶養手当現況届 郵送申請同意書

ひとり親等に対する支援が十分であることや、受給資格の変更や支給停止状態が解除される状況が予想されないこと等を本人が確認し、条件を満たす場合、郵送申請を可能とする「郵送申請同意書」を通知に同封

令和４年度　児童扶養手当現況届　郵送申請同意書

児童扶養手当では法令等の定めにより、毎年８月１日から31日の間に現況届を提出することが義務付けられており、適正な受給の確認方法の一つとして、受給資格者と現況届提出時に面談による聞き取りが挙げられております。ただし、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討が不要である場合は、対面によらない手続を行っても差し支えないとされております。

以下の項目について内容を確認いただき、条件を満たすようであれば、郵送申請が可能と判断いたしますので、**確認項目へのチェック　☑と署名をお願いいたします。**

□　**ひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いている**

- 就労支援や手当・助成制度、資金の貸付制度など、ひとり親家庭に向けた各種制度があることを知っている
- 現況届の提出の際に、生活面などで相談したい事項が特にない

□　**受給資格の変更や支給停止状態が解除される状況が予想されない**

- 受給資格者及び扶養義務者の令和３年中の収入（養育費を含む）が、前年と比較し減少していない
- 受給資格者及び扶養義務者の令和３年住民税申告において、前年度と比較し扶養人数が増加していない
- 受給資格者本人もしくはその配偶者が障害年金を受給している場合、新たに子の加算額が給付されるような変更がない
- 同居世帯員の人数が変わるような、転居等の予定がない

□　**事実婚等の資格喪失に該当する状況ではない**

以上の制度を理解し、児童扶養手当現況届の郵送申請を希望いたします。

令和４年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※郵送申請後も対面による相談は受け付けておりますので、以下までご相談ください

市役所　　課　TEL：

3　C市　児童扶養手当受給資格者確認調書

生活状況等を記入する「児童扶養手当受給資格者確認調書」（市独自）において、相談希望の有無等について記入して提出してもらっており、希望に沿って対応

児童扶養手当受給資格者確認調書　（現況聞き取り用）

①氏　名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	証書番号		記入日	

（中略）

⑨その他

別途　　課への相談をご希望されますか。

☐ 希望する（内容：　　）

※希望相談日時と方法について記入してください。（土日祝除く午前9時から午後4時の間）

1 現況届提出時に相談
2 後日来庁相談
3 後日電話相談

第1希望　　月　　日（　　）　　時頃
第2希望　　月　　日（　　）　　時頃
第3希望　　月　　日（　　）　　時頃

○電話相談の時や、相談日時の調整の際の連絡先

☎　　（　　）

☐ 希望しない

ご記入、ありがとうございました。

記載例（抜粋）

⑨その他

別途　　課への相談をご希望されますか。

☑ 希望する（内容：*就労のため資格を取りたいと考えており、無料で受講できるものや助成制度があるか知りたい。*）

※希望相談日時と方法について記入してください。（土日祝除く午前9時から午後4時の間）

1 現況届提出時に相談
2 後日来庁相談
3 後日電話相談

第1希望　*8* 月 *25* 日（*木*）*午後2* 時頃
第2希望　*8* 月 *22* 日（*月*）*午後2* 時頃
第3希望　*8* 月 *29* 日（*月*）*午後2* 時頃

○電話相談の時や、相談日時の調整の際の連絡先

☎　*000（0000）0000*

☐ 希望しない